

**市立四日市病院 病院施設更新計画策定に向けた  
あり方検討支援業務委託  
事業者選定 公募型プロポーザル実施要領**

**令和8年1月**

**四日市市  
市立四日市病院**

## 1. 目的揭載

市立四日市病院（以下「当院」という。）は、県内北勢地域の中核病院として、救急医療、高度医療などの急性期医療を提供しているが、将来にわたり安定的な医療の提供を継続していくため、目標耐用年数を迎える令和20年以降の新たな病院施設での切れ目のない運営を見据えて、病院施設更新計画を策定していく必要がある。

本業務は、新病院の目指す姿、果たすべき使命・役割をはじめとする当院のあり方検討を実施するにあたり、当該事業進捗の円滑化を図るための支援を行うことを目的とする。

## 2. 発注者 四日市市 四日市市病院事業管理者

### 3. 業務概要



### ●各年度内訳

年 度	委託限度額
令和 7 年度	0 円
令和 8 年度	12,000,000 円

#### 4. 参加条件

### (1) 參加資格要件

プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）は、以下に示す要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

イ 参加意向申出書の提出時点で、四日市市の入札参加資格者名簿に登録されている者。

ウ 本実施要領の公告日から契約候補者決定までの期間において、四日市市から入札参加資格停止措置を受けていない者。

エ 本実施要領の公告日から契約候補者決定までの期間において、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除設置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）に基

づく排除措置を受けていない者。

- オ 国税及び地方税を滞納していない者。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者。
- キ その他関係法令、規則等に違反していない者。
- ク 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの資格を有する下記役割を担う者を配置できる者。
  - ① 業務の管理及び統括を行う統括責任者
  - ② 業務の実務を主となって担当する主任担当者

#### （2）参加に関する留意事項

- ア プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- イ プロポーザル参加にあたり使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- ウ 参加者が1者の場合でもプロポーザルは実施するものとする。
- エ 参加を辞退する場合は、企画提案書受付の締切日までに辞退届（様式10）を事務局に提出するものとする。

### 5. 実施スケジュール

	項目	日 程
①	実施要領等の公告 (当院ホームページに掲載)	令和8年 1月20日(火)
②	実施要領等に関する質問の受付	公告日から 令和8年 1月26日(月)まで
	実施要領等に関する質問の回答	令和8年 1月30日(金)
③	参加意向申出書等の受付	令和8年 2月 2日(月)から 令和8年 2月 5日(木)まで
	参加資格確認結果の通知	令和8年 2月10日(火)
④	企画提案書の受付	令和8年 2月12日(木)から 令和8年 2月20日(金)まで
⑤	書類審査結果通知(参加者多数時)	令和8年 3月 6日(金)
⑥	プレゼンテーション(予定)	令和8年 3月17日(火)
⑦	審査結果の公表(予定)	令和8年 3月19日(木)
⑧	契約日(予定)	令和8年 3月末

## 6. 事務局

市立四日市病院 事務局 施設課

所在地 〒510-8567 三重県四日市市芝田二丁目2番37号

電話 059-354-1111 FAX 059-352-1565

E-mail byouinshisetsu@city.yokkaichi.mie.jp

URL <http://www.city.yokkaichi.mie.jp/hospital/index.html>

## 7. 質問・回答

### (1) 質問

ア 本実施要領等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式1）に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付のうえ、事務局宛に電子メールにより提出すること。また、送信後は、事務局に対して必ず受信確認を行うこと。なお、電話などによる個別の質問は受け付けない。

イ 受付は、公告日から令和8年1月26日（月）の平日 午前9時から午後4時までとする。

### (2) 回答

回答は、令和8年1月30日（金）に当院のホームページで公表する。なお、口頭による個別対応は行わない。また、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力をもつものとする。

## 8. 参加申込

### (1) 申込方法

ア プロポーザルの参加申出者は、以下に示す書類を提出すること。

（ア） 参加意向申出書 （様式2-1）

（イ） 参加資格要件チェックリスト （様式2-2）

（ウ） 配置担当者 （様式2-3）

イ 提出部数は、1部とし事務局に持参により提出すること。

ウ 受付は、令和8年2月2日（月）から令和8年2月5日（木）の平日 午前9時から午後4時までとする。

### (2) 参加資格確認結果の通知

ア 参加資格確認の結果は、令和8年2月10日（火）付けの書面及び電子メールにより通知する。なお、資格確認の基準日は、参加意向申出書の受付日とする。

イ 参加資格を満たさないと判断された参加申出者は、令和8年2月13日（金）までに書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。その場合は、事務局に持参により提出すること。なお、理由説明は、令和8年2月18日（水）までに書面で行うものとする。

### (3) 留意事項

配置担当者の変更は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合の除き、認められないものとする。

## 9. 企画提案

### (1) 提出方法

ア 参加者は企画提案として、次に示す書類（以下「企画提案書」という。）を提出（ファイル綴じ）すること。

(ア)	企画提案書	(様式3)
(イ)	企業の実績	(様式4)
(ウ)	統括責任者の実績	(様式4)
(エ)	実施方針	(様式5)
(オ)	実施体制	(様式6)
(カ)	スケジュール管理	(様式7)
(キ)	市民アンケート	(様式8)
(ク)	委託費見積書	(様式9)

イ 提出部数は、7部とし事務局に持参により提出すること。

ウ 受付は、令和8年2月12日（木）から令和8年2月20日（金）の平日 午前9時から午後4時までとする。

### (2) 留意事項

ア 企画提案書の提出は、1参加者につき1提案とする。

イ 企画提案書の追加及び修正等は原則認めない。

ウ 企画提案書の著作権は、参加者に帰属するが、書類の返却は行わない。なお、情報公開請求があった場合の取扱いは、「四日市市情報公開条例及び四日市市情報公開条例事務取扱要領」によるものとする。

### (3) 企画提案書の作成方法

ア 企画提案書は、それぞれ指定の枚数の範囲内で記述すること。

イ 記述する文字の大きさは、11ポイント程度とすること。（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）

ウ 企画提案の内容は、具体的かつ簡潔に記述すること。

エ 企画提案は、提案内容の効果等について、数値化できるものは可能な限り数値化して記述すること。また、必要に応じて記述した内容を補足説明するための図面・表・写真等の写しを挿入しても良いものとする。

オ 参加者が特定できる企業名等の表示はしないこと。

カ 企画提案書は、A4片面印刷（カラー・モノクロは問わない）とする。

## 10. 契約候補者の選定

### (1) 審査委員会の設置

プロポーザル実施に伴い、市立四日市病院 病院施設更新計画策定に向けたあり方検討支援業務委託 事業者選定 公募型プロポーザル 審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (2) 選定方法

ア 審査委員会は、市立四日市病院 病院施設更新計画策定に向けたあり方検討支援業務委託 事業者選定 公募型プロポーザル 審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき、参加者の企画提案について審査を行う。また、審査の過程において、参加者にプレゼンテーションの実施を求める。なお、参加者が多数（6者以上）の場合、一次審査として書類審査を行い、上位5者を通過対象とした上で、二次審査として一次審査通過者に対しプレゼンテーションの実施を求める。

イ 審査委員会は、審査結果により参加者の中から最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

ウ 審査委員会で選定された最優秀提案者を契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）とする。また、優秀提案者を契約の相手方となる次点候補者（以下「次点候補者」という。）とする。

### (3) 書類審査（参加者多数の場合）

参加者が多数（6者以上）であり書類審査を実施した場合、当該書類審査結果は、参加者全員に対して、令和8年3月6日（金）付けの書面及び電子メールにより通知する。なお、審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては、受け付けない。また、上位5者に対しては、プレゼンテーション実施の詳細についても併せて通知するものとする。

### (4) プrezentation

ア 実施日（予定） 令和8年3月17日（火）

イ 実施内容 提出された企画提案書についてのプレゼンテーション  
及びヒアリング

ウ プrezentation実施者及びヒアリング応答者

**主任担当者**（但し、特例あり）

エ 出席者（参加意向申出書提出時の配置担当者）

- ・主任担当者（必須）
- ・統括責任者（任意）

オ 所要時間 40分程度（準備・片付け10分、プレゼンテーション  
15分、ヒアリング15分）

## 11. 審査結果の通知等

- (1) 審査結果は、参加者全員（プレゼンテーション実施対象者）に対して、令和8年3月19日（木）付けの書面及び電子メールにより通知する。なお、審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては、受け付けない。
- ・通知相手先の順位と総合評価点
  - ・最優秀提案者の名称と総合評価点
- (2) 候補者に対しては、随意契約に向けての協議調整の進め方等について通知する。また、次点候補者に対しては、候補者と協議調整が整わない場合の随意契約に向けての協議調整の進め方等について通知する。

## 12. 情報公開及び提供

最優秀提案者決定後の当院ホームページ上での情報公開については、以下のとおりとする。

- (1) 公開の範囲
  - ア 参加者数
  - イ 最優秀提案者及び優秀提案者
- (2) 非公開の範囲
  - ア 参加者の評価点

## 13. 参加者の失格

参加者が以下に示すいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、失格と判断した場合は、速やかに該当者に通知するものとする。また、審査委員会の審査結果によるものは、「11. 審査結果の通知等」によるものとする。

- ア 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 参加者が、本実施要領「4. 参加条件（1）参加資格」に記載する要件を満たさなくなった場合
- エ 審査要領に定める失格基準に抵触する場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為を行ったと認められる場合
- カ その他本実施要領等に違反すると認められる場合

## 14. 契約

- (1) 候補者は、発注者と協議調整、見積り合わせを行ったうえで、合意が得られた場合に、随意契約の締結を行う。
- (2) 候補者と協議調整、見積りに合意できない場合、又は、その他の理由において、候補者との契約を締結できないと判断される場合は、次点候補者と随意契約締結

に向けた協議調整、見積り合わせを行う。

## 15. 企画提案の履行

契約を締結した事業者は、企画提案書に記載する事項について責任を持って履行するものとする。